

## 景気対応緊急保証制度と宮城県・仙台市制度融資についてのご案内

平成22年2月15日、国の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に基づく中小企業金融対策として、景気対応保証制度が創設されました。平成23年3月末までの間、原則全業種の中小企業者が利用可能となります。

県では、この制度に呼応した制度融資資金である経営環境変化対策資金（いわゆるセーフティネット資金）の融資枠を確保するとともに、信用保証料率の引下げを行うなど、中小企業者の皆様の円滑な資金調達を支援しています。

また、仙台市には、この制度を利用した制度融資資金として経済変動対策資金があります。

制度融資資金のご利用については、各取扱金融機関（[県](#)、[仙台市](#)）までお問い合わせください。

制度名	全国統一保証制度	宮城県制度融資	仙台市制度融資
	景気対応緊急保証制度	経営環境変化対策資金 (県セーフティ)	経済変動対策資金 (仙台市セーフティ)
対象者(※)	国際的な金融不安等を契機とした現下の厳しい経済状況において、事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業者で、市町村長の認定を受けた方		
保証(融資)限度額	2億8千万円 (全てのセーフティ合算)	8千万円 (全ての県セーフティ合算)	5千万円 (全ての仙台市セーフティ合算)
保証割合	100%保証(全部保証)		
資金用途	運転資金・設備資金		
保証(返済)期間	10年以内	10年以内	運転7年以内 設備12年以内
据置期間	2年以内	2年以内	2年以内
返済方法	原則として均等分割返済	原則として月賦均等返済	原則として元金均等返済
融資金利	金融機関所定	年率2.05%(固定)	年率1.70%(固定)
信用保証料率	年率0.80%	年率0.68%	年率0.70%
担保	必要に応じて		
保証人	原則として法人代表者以外不要		
必要書類	通常の申込書類のほか、中小企業信用保険法第2条第4条第5号に係る認定書		
取扱期間	平成20年10月31日から平成23年3月31日まで		

### ※【対象者】

次のいずれかに該当し、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた中小企業者が対象となります(※指定業種は、平成22年2月15日現在1,118業種)。

- 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高等が前年同期又は2年前同期と比べ3%以上減少している。
- 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない。
- 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間(算出困難な場合は直近決算期)の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期と比べ3%以上減少している。
- 指定業種に属する事業を行っており、新型インフルエンザの発生に起因して事業に影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同期と比べ3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比べ3%以上減少することが見込まれる。